

郵政民営化関連法案における国債関係の制度設計

項目〔基本方針〕	郵政民営化関連法案における制度設計等
公社勘定は、郵便貯金会社・郵便保険会社において、新契約分と一括して運用	● 機構は、郵貯・簡保の既契約を引き継ぎ、既契約に係る資産（旧勘定資産）の運用を外部（郵便貯金銀行、郵便保険会社）に委託（特別預金及び再保険）。〔民営化法第 160 条〕 → これにより、郵便貯金銀行、郵便保険会社は、上記の委託を受けた資産について、新契約分と一括して運用することとなる。
公社勘定の運用に際しては、安全性を重視	● 郵便貯金銀行は、（上記の通り、旧勘定資産を、新契約分と一括して運用することとなるが）その資産のうち国債、地方債等の安全資産の額が、機構から受けた特別預金の額を下回らない義務を負う。〔民営化法第 160 条〕 → これにより、郵便貯金会社の資産運用に関し、機構からの特別預金の額以上に、国債、地方債等の安全資産で運用することが確保される。 ● 郵便保険会社においても、同様の枠組みを設ける。〔民営化法第 160 条〕
大量の国債を保有していることを踏まえ、移行期において、市場関係者の予測可能性を高めるため、適切な配慮を行う。	● 郵便貯金銀行は、毎年度、当年度末及び翌年度末における安全資産の額の見通し、及びその根拠を、機構に報告する義務を負う。〔民営化法第 160 条〕 ● 郵便保険会社においても、同様の枠組みを設ける。〔民営化法第 160 条〕 ● 機構は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社から受けた上記の報告に係る事項について、遅滞なく公表する義務を負う。〔民営化法第 158 条〕 → これにより、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の国債、地方債等に関し、現在公社が毎年度作成している運用計画と同程度のもの（一種の運用計画）が公表されることとなる。

（注）民営化法：郵政民営化法案

○ 郵政民営化法(案)(抄)

第一百六十条

- 2 前項第二号口の再保険の契約は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 一 この法律の施行の時ににおいて、公社から承継する旧簡易生命保険契約に基づき機構が負う保険責任のすべてについて、機構と郵便保険会社との間に再保険関係が成立しているものであること。
 - 三 郵便保険会社が、その資産のうち第百三十六条第二項第二号及び第五号並びに機構法第二十九条第三号から第十号までに掲げる方法により運用されるものの合計金額が当該契約に基づき郵便保険会社が機構のために積み立てる金額を下回らない義務を負うものであること。
- 3 第一項第二号二の預金に係る契約は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 一 この法律の施行の時ににおいて、機構が公社から承継する整備法附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金の総額に相当する額について、機構が郵便貯金銀行に対する預金に係る債権を取得するものであること。
 - 四 郵便貯金銀行が、その資産のうち第百九条第一項第二号八及びへ並びに機構法第二十八条第一項第二号に掲げる方法により運用されるもの並びにこれらに準ずるものの合計金額が第一号及び前号の預金に係る郵便貯金銀行の預り金の額の合計金額を下回らない義務を負うものであること。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(案)(抄)

第二十八条 機構は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資産を運用してはならない。

- 一 整備法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十四条の規定による預金者に対する貸付け
- 二 次に掲げる債券(その元本の償還又は利息の支払が外国通貨をもって行われるものを除く。)の売買
 - イ 国債
 - ロ 地方債
 - ハ 政府保証債(後略)
- 三 金融機関(中略)への預金(外貨預金を除く。)
- 四 信託会社(中略)への信託のうち前二号に掲げる方法により運用するもの

第二十九条 機構は、次の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資産を運用してはならない。

- 一 保険契約者に対する貸付け
- 二 第十八条第一項の規定により機構が業務を委託した生命保険会社への預託
- 三 次に掲げる有価証券その他の資産の売買
 - イ 国債(後略)
 - ロ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券
 - ハ 地方債
 - ニ～ヲ (略)
- 四 金融機関への預金
- 五 第三号に掲げる方法により取得した債券であって政令で定めるものの金融機関

- その他政令で定める法人に対する貸付け
- 六 債券オプション(中略)の取得又は付与
 - 七 先物外国為替(中略)の売買
 - 八 通貨オプション(中略)の取得又は付与
 - 九 コール資金の貸付け
 - 十 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託(後略)

郵政民営化法(案)(抄)

第百三十六条

- 2 郵便保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

- 二 地方公共団体に対する資金の貸付け
- 五 機構に対する資金の貸付け

第百九条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

- 二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務(次に掲げる業務を除く。)
 - ハ 地方公共団体に対する資金の貸付け
 - ヘ 機構に対する資金の貸付け

市場関係者の予測可能性

○ 郵政民営化法(案)(抄)

第百六十条

- 2 前項第二号口の再保険の契約は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 四 郵便保険会社が、第九章第三節の規定の適用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の翌事業年度の末日における前号の資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであること。
 - 五 機構が、前号の報告に係る事項について、公表することができるものであること。
- 3 第一項第二号二の預金に係る契約は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 五 郵便貯金銀行が、第八章第三節の規定の適用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の翌事業年度の末日における前号の資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであること。
 - 六 機構が、前号の報告に係る事項について、公表することができるものであること。

第百五十八条 機構は、第百六十条第一項第二号口の再保険の契約に基づき同条第二項第四号の報告を受けたとき、又は同条第一項第二号二の預金に係る契約に基づき同条第三項第五号の報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を公表しなければならない。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(案)(抄)

第十四条 機構は、通則法第三十条第一項に規定する中期計画(第四項において「中期計画」という。)に、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 郵便貯金資産の運用計画

二 簡易生命保険資産の運用計画

2 前項第一号の郵便貯金資産の運用計画は、前条第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の業務並びにこれらに附帯する業務(以下「郵便貯金管理業務」という。)の適正かつ確実な実施を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実に有利な運用となるように定めなければならない。

3 第一項第二号の簡易生命保険資産の運用計画は、前条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務(以下「簡易生命保険管理業務」という。)の適正かつ確実な実施を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実に有利な運用となるように定めなければならない。